ケアマネジャー様・相談員様のための　お役立ち情報紙

Flashark通信

2026年（令和8年）11月13日
発行　株式会社Flashark
担当：野池

vol. 1 11月号

2027年度 介護報酬改定　10月19日に国が示した見直し案を、4つの問いでまとめました

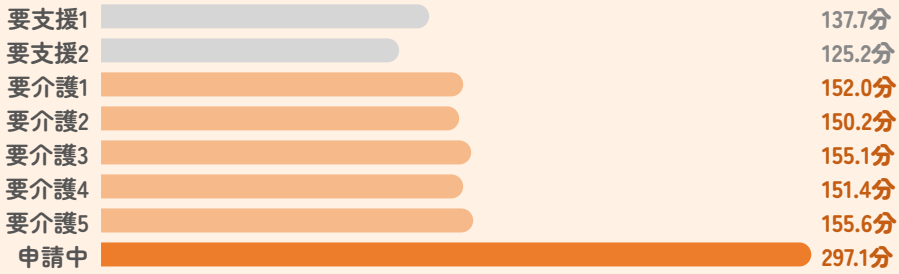
管理者は、主任ケアマネでなくてもよくなる？



Q1 何が変わるのか ―「いま」と「国の案」

	いま	国の案
管理者	主任ケアマネ（2027年3月末まで猶予）	**主任ケアマネでなくても、実務経験5年などでよい**
特定事業所加算（Ⅰ）	要介護3〜5の利用者が4割以上	**要件をなくし、主任ケアマネと常勤の配置を評価**
特定事業所加算（A）	114単位	**廃止（1年間の経過措置あり）**
研修	5年ごとの更新研修	**更新制は廃止。正当な理由なく受講しないと減算**
要支援の方	入院時情報連携加算などは要介護の方のみ	**これらの加算を介護予防支援にも設ける**

Q2 なぜ見直すのか ― 要介護1でも5でも、かかる時間はほぼ同じ



利用者1人あたり1か月の平均時間（国の審議会資料より）。認定を申請中の方には、およそ2倍の時間がかかっています。

3.0倍
要介護5の基本報酬は要支援1の3.0倍です（かかる時間は1.1倍）。財務省は11月4日の審議会で、この差などを挙げ、利用者負担の導入を求めました。

2%未満
特定事業所加算（Ⅰ）（A）を算定している事業所の割合です。

Q3 研修はどうなるのか

- 更新制は**2027年12月1日**に廃止される予定
- 正当な理由なく研修を受けていない方がいると、**減算**とする案
- ケアマネジャーの採用・退職は、**10日以内**に都道府県へ届け出る案

Q4 身寄りのない方への支援は

- 特定事業所加算の要件を、**地域のさまざまな事業者と連携する体制**があるかどうかに改める案

身元保証、お部屋の片付け、入院時の手続きなどについても、**弊社にご相談いただけます。**

あなたの事業所への影響は？　当てはまる項目に印をつけてみてください

- ☐ **管理者が主任ケアマネジャーではない** → 2027年3月末の期限がなくなる見込みです
- ☐ **特定事業所加算（Ⅰ）を算定している** → 「要介護3〜5が4割以上」の確認が不要になる見込みです
- ☐ **特定事業所加算（A）を算定している** → 廃止の案です（1年間の経過措置あり）
- ☐ **定期研修を受けていない方がいる** → 正当な理由がなければ、減算の対象となる案です

職場での話し合いにどうぞ



次号予告　12月号では「年末年始の退院・入居に向けた準備」と「冬場の浴室での事故」を取り上げます。

出典：社会保障審議会介護給付費分科会（第271回・2026年10月19日）資料6「居宅介護支援・介護予防支援」p.13（第259回資料の再掲。令和7年度 三菱総合研究所の調査）・p.27〜32・p.40・p.45・p.50／同 第256回 資料4（スケジュール案）／社会保障審議会介護保険部会（第137回・2026年10月26日）資料3 p.8〜10／財政制度等審議会 財政制度分科会（2026年11月4日）資料「社会保障」p.75

施設探しのご相談は、無料で承っております
株式会社Flashark　フラッシュアーク｜介護施設紹介
ご相談はお電話で
03-6824-0399
担当 野池の携帯　070-9003-8434　FAX 050-3093-2138

生活保護・インスリン注射・ご家族の見学が難しいケース

病院・施設・往診医・市の皆さまにご協力いただき、予定どおりのご入居へ

弊社が受けた
実際の相談事例 ①

ご相談

浜松市内の病院の相談員さまから、生活保護を受けておられ、毎日のインスリン注射が必要な70代後半の男性について、ご相談をいただきました。血糖値の変動も大きく、看護師さんが毎日の注射に対応できる施設となると、選択肢は限られます。

ご家族へのご説明

奥さまは歩行器を使っておられ、外出が難しい状況でした。そこで弊社の担当がご自宅に伺い、資料をご覧いただきながらご説明しました。ご家族は、注射に対応できるサービス付き高齢者向け住宅を選ばれました。

市へのご相談

ご夫婦で生活保護を受けておられたため、市の担当の方には、入居までに何度もご相談させていただきました。

施設の見積書をお送りしたところ、月額を7千円ほど下げる必要があるとのお返事でした。施設に管理費のご調整をお願いし、保護費の範囲内に収めていただきました。

入居後は、ご本人は施設に住所を移し、奥さまはご自宅のまま、それぞれ保護を受けます。ご夫婦で一つだった口座を分けてお振り込みいただけるようご相談し、奥さまの生活が厳しくならないよう、早めの入金にもご協力をいただきました。

ご入居に向けた準備

施設の方がご本人と面談され、受け入れが決まりました。入居日までの日数が限られる中、往診の先生からは、血糖値の変動が大きいため、詳しい状態を確認したうえで判断したい、とのお話がありました。

病院の相談員さまにお願いし、診療情報提供書などを早めにお送りいただいたところ、先生に血糖の管理をお引き受けいただきました。

入居後の通院の介護タクシー代も市にご相談し、医師の意見書を添えて申請する流れを教えていただきました。

ご入居

ご契約とお荷物の搬入は、息子さんのご都合に合わせて土曜日に行い、予定どおりの日にご入居いただきました。初めての通院日も、病院のご協力で入居前に決まりました。

今ではすっかりお元気になられ、施設の職員の方と一緒に、外へお散歩に出られるようにもなりました。大変喜んでいただいております。

ご相談の内容

要介護1　生活保護　インスリン1日4回

ご本人
70代後半の男性

相談元
浜松市内の病院

結果
予定どおりの日に、サービス付き高齢者向け住宅へご入居

ご相談からの流れ

- ご相談
- ご自宅でのご説明
- **市へのご相談（月額）**
- 施設によるご本人面談
- **市へのご相談（口座）**
- **往診医への情報提供**
- **市へのご相談（通院）**
- ご入居



この事例のポイント

1. 医療的ケアのある方は、**病院の相談員さまと連携し、診療情報を早めにお届けする**
2. ご家族の来所が難しい場合は、**弊社からご自宅へ伺い、ご説明する**
3. 生活保護の方は、**月額・口座・通院費まで、早めに市へご相談する**

もう1つの事例　東京

退院2日前、予定の老健を利用できなくなった方。ご相談当日に、利用できる先が決まりました

80代後半の方です。区分変更の結果が要支援2のままとなり、予定していた老健や特養のショートステイを利用できなくなりました。弊社から保険外のショートステイを2か所ご提案し、ご相談当日に利用先が決まりました。退院日には、病院からそのままお移りいただけました。

こんなとき、お電話ください

- 退院まで2週間を切っても、行き先が決まらない
- 身元保証人や、頼れるご家族がいない
- 生活保護を受けている方の住まいを探したい
- たんの吸引・経管栄養・酸素など、医療的ケアが必要
- ご家族が遠方にお住まいで、見学や手続きが難しい
- 入居後のご自宅の片付けや手続きまで、手が回らない

施設探しから入居後まで　施設探し・見学の同行　お引っ越しの手配　お部屋の片付け　役所での手続き　生活保護のご相談　身元保証

ご相談は無料です。お気軽にお電話ください
株式会社Flashark　フラッシュアーク｜介護施設紹介
ご相談はお電話で
03-6824-0399
担当 野池の携帯　070-9003-8434　FAX 050-3093-2138